

総務常任委員会

平成27年12月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

| | | |
|--------|-------|-------|
| ◎嶋田 善行 | ○坂口 徹 | 小村 尚己 |
| 平川 理恵 | 木澤 正男 | 奥村 容子 |
| 中西 議長 | | |

2. 理事者出席者

| | | | |
|-------------|-------|-------------|-------|
| 町 長 | 小城 利重 | 副 町 長 | 池田 善紀 |
| 教 育 長 | 清水 建也 | 総 務 課 長 | 加藤 恵三 |
| 同 係 長 | 乾 裕貴 | 企画財政課長 | 西巻 昭男 |
| 同 課 長 補 佐 | 福居 哲也 | 同 課 長 補 佐 | 峯川 敏明 |
| 税 務 課 長 | 黒崎 益範 | 同 課 長 補 佐 | 木村 隆幸 |
| 会 計 管 理 者 | 西川 肇 | 監 査 委 員 書 記 | 山崎 篤 |
| 教 委 総 務 課 長 | 安藤 晴康 | 生 涯 学 習 課 長 | 真弓 啓 |
| 同 課 長 補 佐 | 平田 政彦 | | |

3. 会議の書記

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 寺田 良信 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 木澤委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長のご挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、木澤委員、奥村委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例制定文の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

議案書末尾、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（要旨）をごらんいただきたいと思っております。

今回の条例制定につきましては、町民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容でございますが、（1）個人番号の利用範囲についてでございます。町の機関が、番号法別表第1に規定されている地方税、後期高齢者医療、介護保険、児童手当等の事務以外の事務で個人番号を利用できる事務、いわゆる独自利用事務及び独自利用事務で利用できる特定個人情報の範囲につきましては、番号法第9条第2項の規定により町の条例で定める必要がありますことから、斑鳩町では、独自利用事務として、町立幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する事務、子ども医療費の助成に関する事務、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務など全部で13の事務につきまして個人番号を利用することとし、あわせて、それぞれ13の事務ごとに、地方税、生活保護、医療保険給付関係情報など、当該事務において利用する特定個人情報の範囲を定めるものでございます。また、本条例におきまして独自利用事務として規定する13の事務について、それぞれの条例等で規定している書面の提出について、当該特定個人情報の利用ができるときは当該書面の提出があったものとみなし、書類の提出を省略するものとし、町民の方の申請手続きの簡素化により利便性の向上を図るものでございます。

次に、（2）特定個人情報の提供につきましては、町の機関が町の他の機関に対して、具体的には町が町の教育委員会に対して特定個人情報を提供できる事務及び提供できる特定個人情報の範囲については、番号法第19条第9号の規定により町の条例で定める必要がありますことから、保育料及び入園料の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務、就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務の2つの事務について情報提供することとし、あわせて、2つの事務について、提供する特定個人情報を生活保護、地方税関係情報としてその範囲を定めるものでございます。また、この2つの事務について、それぞれの条例等で規定している書面

の提出について、当該特定個人情報の提供があったときは当該書面の提出があったものとみなし、書面の提出を省略するものとし、町民の方の申請手続きの簡素化により利便性の向上を図るものでございます。

施行日は、個人番号の利用が可能となる平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、法律の範囲内で、この個人番号の利用範囲と特定個人情報の提供ということで、このように定めて、町として運用をされるということですが、ちょっと、説明はしていただいているんですけども、法との整合性って言うんですかね、との関係で言いますと、もともと災害時の対策も含めて3つの範囲が示される中で、今回、法律で言うと別表第1に示されていないものについて、町が扱っている事務でこういうふうに取り扱いますよということで定めていただいていますけども、見えますと、出てきているの、福祉関係のものが多いかなと思うんですけども、それ以外の部分についての扱ってというのは、斑鳩町ではそういう事務がないから掲載をされていないのか、それかまた別になるのか、その辺のところはどうなんですか。

総務課長 今、申されています、番号法の法律では第9条第1項のほうで、今おっしゃっています福祉、保健もしくは医療等の社会保障、あと、防災関係ということで位置づけをされております。今回町で規定させていただくものにつきましては、法律のほうで全て賄いきれない、要は市町村によって条例等に定めて、いろいろなこういった福祉・保健・医療等の社会保障関係の独自事務というのがございます。その関係について、その法律の第9条第2項で、1項の施策に準じた施策については市町村それ

ぞれ定めてくださいという規定になってございますので、あくまでも利用する範囲については国の番号法の9条第1項で定めるものとそれに準じた事務となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

木澤委員 今おっしゃった中で、税務とか防災の関係については、ここの中の項目としてはあがってきていないですけども、もともと法律の別表のほうに記載されていて、こちらのほうで条例化する必要がないのか、それか斑鳩町として事務の取り扱いがないのか、そこはどうなんですか。

総務課長 一般的な町税のことで具体的に申しあげますと、町税の賦課徴収に関しましては別表の第1で規定されておりますので、今回、町独自で定めるところにつきましては、特にないということをご理解いただきたいと思います。

木澤委員 もう1点、情報提供ができますよという部分ですね、これについては、1の利用範囲のところと取扱項目が違っていたと思うんですけども、特定個人情報の提供ができるというのは、まあ言うたら1番の利用範囲の取り扱う事務が全てできるというわけではなくて、何て言いますかね、提供できる範囲はそれとは別個で定められているということご理解したらよろしいのでしょうか。

総務課長 ただいまおっしゃっているのは、この議案書でお示しさせていただいている別表第3のことだと思いますけれども、この別表3の、今おっしゃっている特定個人情報の提供につきましては、町が他の機関、いわゆる教育委員会に対して情報提供する事務でございますので、町全体として取り扱う事務と、町が教育委員会に対して情報提供する事務については、個々に規定をする必要がございますので、そういった関係で分けさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

木澤委員 今、他の機関ということで、庁内の他の機関ということなんですけども、ほかの町から問い合わせがあったとき等の対応についてはどうなん

でしょうか。

総務課長　ほかの機関等の連携につきましては、平成29年の7月から、全体のネットワークが完了した時点で可能となりますけれども、その際につきましても、それぞれの市町村でこういった形で条例に定めていない部分については情報提供の対象範囲外になってきますので、あくまでもこういった形で条例制定させていただいた分については、29年7月から情報のやりとりが始まるということになっております。

木澤委員　それとですね、こうして今回定めることによって書面の提出を省略することができるというふうに定められていますけども、具体的な手続きとしてはどんな形になっているんでしょうかね。

総務課長　具体的な手続きにつきましては、一般的な例で申しあげますと、申請時にその資格要件として所得の要件があった場合を例で申しあげますと、申請時にそのご本人、申請者の方が税務課のほうで所得証明をとっていただいて、書類を添付して、現在、提出していただいていると。こういった形で条例制定をさせていただきまして、個人番号の利用が可能になりますと、申請書にその個人番号の通知番号をお書きいただいて、それによって書類の、所得証明の添付が不要になるという形で省略が図れるという形に変わってきます。

木澤委員　今、いろいろお尋ねする中で、一定、利便性が上がるという面もあるかとは思いますが、そもそもマイナンバー制度自体ですね、セキュリティの面で非常に問題があるというふうに考えておりまして、それについてはこれまでも申しあげてきたとおりです。

私はですね、今回、こうして条例で定めるということについては、マイナンバーの制度を新たに進めるということですので了承しかねるという立場ですということをお申しあげておきたいと思っております。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、討論の申し出があります。

よって、これより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の方の意見を求めます。

木澤委員。

木澤委員

それでは、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、反対の立場から意見を申し上げます。

今回の条例案については、いわゆるマイナンバー法で定められた規定に基づき個人番号の利用や特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものだとのことです。これにより、マイナンバー法で扱うことができる範囲の事務のうち町が実施している事業の事務について、申請者が申請時に個人番号を記載することにより、町のほうから個人情報を検索できるようになり、申請に必要とされている特定個人情報を含む書類などの添付を省略することが可能となるなど、一定、利便性が向上する点も見受けられます。

しかし、これまでも申しあげてきましたように、私はそもそもこのマイナンバー制度自体に大きな問題があり、とりわけ住民の皆さんへの直接的な影響という点では、情報漏えいやなりすまし等の詐欺被害の可能性が高く、全国的には、既に通知カードの発行段階で、個人番号を教えてほしいなどといった不審な電話がかかってくるなど、詐欺的な被害が発生しています。こうしたことなどから、現段階においても、マイナンバー制度についてはリスク面の解消が確認されておらず、私は制度の運用自体中止すべきだと考えています。

今回の条例案については、法制定に伴う事務手続き的な要素が強いことは否めませんが、新たに条例をつくって運用するという点については、これまで申しあげてきた立場から賛成できないということを申しあ

げまして、私の反対意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。 坂口委員。

坂口委員 それでは、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

このたびの本条例の制定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の規定に基づき、番号法で規定された事務以外の事務、独自利用事務について、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものであります。

これは、番号法に規定されている地方公共団体の責務に照らし、社会保障等の分野の独自利用事務において個人番号を利用することにより、手続きの利便性の向上や事務処理の効率化が図られると判断される独自利用事務について、他の機関との情報のやりとりの開始されます平成29年7月を目途に、その効果も勘案し、事務の円滑な遂行と番号法の趣旨を達成させるため、本条例を制定されるものであります。

以上のことから、斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について賛成するものであります。委員皆さま方のご賛同、よろしくお願いいたします。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長 賛成多数であります。

よって、議案第47号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、当委員会として賛成多数で可決すべきもの

と決しました。

次に、（２）議案第４８号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の（１）の斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例施行規則と（２）の斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関する規則については関連いたしますので、あわせてご説明をお願いいたします。

理事者の説明を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務
課長

それでは、１．付託議案、（２）議案第４８号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、そして、３．各課報告事項、（１）斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例施行規則について、（２）斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関する規則について、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長

それでは、最終の要旨をもって説明をさせていただきたいと思えます。要旨をごらんください。

斑鳩町立小学校、斑鳩町立中学校に在籍する児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）に、学校等の施設を使用して学習支援を行い、児童生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、斑鳩町教育委員会が実施する斑鳩町学習支援事業について必要な事項を定めるものがございます。

１．主な制定内容でございます。

（１）定義でございますが、①学習支援とは、宿題の指導や補助教材を活用して、児童生徒の個々の能力に応じ、学力及び学習意欲の向上を図るために行う指導助言としております。②学習支援員とは、小学校または中学校の教諭の経験を有する者その他識見または経験を有していると教育委員会が認める者のうち、児童生徒に熱意を持って学習支援を行うことができるもので、教育委員会が選任した者をいうとしております。

次に、（２）実施場所及び対象者等、第３条関係でございますが、①実施場所、対象者及び対象学年は表のとおりとなっております。実施場所は各小学校及び各中学校、対象者はそれぞれ在籍する児童生徒、そして対象学年は小学校が第４学年から第６学年まで、中学校は全ての学年を対象としております。

②教育委員会は、必要と認めるときは、実施場所を変更することができますとしております。

次に、（３）実施、第４条関係でございます。学習支援は、学習支援員により実施することとしております。

次に、（４）申し込み、第５条関係でございます。児童生徒の保護者は、あらかじめ教育委員会に申し込みをし、教育委員会の許可を受けなければならないとしております。

次に、（５）利用料の負担等、第６条関係でございます。①児童生徒の保護者は、利用料を負担するとし、②利用料の額は、児童生徒１人につき月額１，０００円としております。また、③必要があると認めるときは、規則で定めるところにより利用料を減免することができるとしております。

次に、（６）還付、第７条関係でございます。納付された利用料は、原則として還付しないとしております。

最後に、（７）取り消し、第８条関係でございます。教育委員会は、次のいずれかに該当する場合は、利用の許可の取り消しを行うことができるとしております。①保護者から申し出があったとき、②他人の迷惑になる行為を繰り返すとき、③利用料を正当な理由がなく納付しないとき、そして④教育委員会が管理運営上不適当と認めるときでございます。

続きまして、２．施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、学習支援につきましては平成２８年９月１日から実施することとしております。

以上、斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例についてのご説明とさせていただきます。

続きまして、斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例施行規則についてのご説明をさせていただきます。資料１をごらんください。

最終ページの要旨をもって説明をさせていただきます。要旨をごらんください。

この規則は、斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例の施行に関して必要な事項を定めるものでございます。

1. 主な制定内容でございます。

(1) 実施日及び実施時間、第2条関係でございますが、①小学校は火曜日及び木曜日の午後4時から午後6時まで、②中学校は水曜日の午後3時30分から午後5時30分まで、ただし、祝日、長期休業期間等は実施しないとしております。

次に、(2) 実施教科、第3条関係でございます。実施教科は、①小学校が国語及び算数、②中学校は数学及び英語としております。ただし、教育委員会が必要と認める場合は、実施教科を変更することができるとしております。

次に、(3) 申込書の提出、第4条関係でございます。児童及び生徒の保護者は、あらかじめ斑鳩町学習支援事業申込書、様式第1号を教育委員会に提出しなければならないとしております。

次に、(4) 利用の許可等、第5条関係でございます。教育委員会は、申し込みがあったとき、その可否を決定し、斑鳩町学習支援事業利用許可・不許可通知書、様式第2号により当該申込者に通知するとしております。

次に、(5) 学習支援員の配置、第6条関係でございますが、実施場所ごとに学習支援員を配置し、②学習支援員の中から主任学習支援員を選任するとしております。

次に、(6) 主任学習支援員及び学習支援員の職務、第7条関係でございますが、①主任学習支援員の職務は、保護者、関係機関等との連絡調整を行うこと、児童生徒の学習活動の補助を行うこと、その他教育委員会が必要と認める事項としております。また、②学習支援員の職務は、児童生徒の学習活動の補助を行うこと、その他教育委員会が必要と認める事項としております。

次に、(7) 学習支援員の遵守事項、第8条関係でございます。①学習支援事業の運営に関し、教育委員会の指示に従うこと、②学習支援事

業の活動中に知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。また、学習支援員を退いたあとも同様とする、③政治教育その他の政治的活動、宗教教育その他の宗教活動または営利を目的とする行為をしないこととしております。

最後に、（８）学習支援員の解任、第９条関係でございますが、①遵守事項を遵守しないとき、②学習支援員として活動することが不相当と認めるときとしております。

続きまして、２．施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行することといたしております。

以上で、斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例施行規則についてのご説明でございます。

続きまして、斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関する規則について、ご説明をさせていただきます。資料２をごらんください。

それでは、最終ページの要旨をもって説明をさせていただきます。要旨をごらんください。

斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例第６条第３項の規定に基づき、斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関し必要な事項を定めるものでございます。

まず１．主な制定内容でございます。

（１）減免の対象者及び減免の額、第２条関係でございますが、①生活保護法に規定する保護を受けている世帯に属する者は全額を免除し、②その他町長が特に必要と認める者については、町長が別に定める額としております。

次に、（２）減免の期間、第３条関係でございます。

①生活保護を受けている世帯は、当該事由の生じた日を含む月から当該事由が消滅した日を含む月の前月まで、②その他町長が必要と認める者は、町長が必要と認める期間としております。

次に、（３）減免の申請、第４条関係でございます。減免を受けようとする児童生徒の保護者は、斑鳩町学習支援事業利用料減免申請書、様式第１号に、減免に係る事由を証明する書類等を添付して、町長に提出しなければならないとしております。

次に、（４）減免の決定、第５条関係でございます。町長は、減免の申請があったときは、その可否を決定し、斑鳩町学習支援事業利用料減免承認・不承認通知書、様式第２号により当該保護者に通知するとしております。

次に、（５）減免事由の変更または消滅、第６条関係でございます。減免を受けた事由が変更・消滅したときは、直ちに斑鳩町学習支援事業利用料減免事由変更・消滅届、様式第３号を町長に提出しなければならないとしております。

そして、（６）減免承認の取り消し、第７条関係でございます。町長は、次のいずれかに該当する場合は、減免の承認を取り消し、免除した利用料の全額または一部を納付させることができるとしております。①として、虚偽の申請によって減免を受けたとき、②減免事由の変更または消滅した場合に届出をしなかったときとしております。

２の施行期日でございますが、この規則は公布の日から施行するとしております。

以上で、議案第４８号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、資料１、斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例施行規則について、そして資料２、斑鳩町学習支援事業の利用料の減免に関する規則についての一括してのご説明とさせていただきます。いずれの議案等につきましてもご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小村委員。

小村委員 すみません、一般質問でもあったんですが、歳入と歳出について、もう１度ご答弁いただけますか。

教委総務課長 １年間通して実施した場合、年間の費用でございますけれども、まず歳入、自己負担でございますが、小学校で、想定している人数がですね、９０人、全体９０人想定しております。そのうち１５名が生活保護受給者で、いう、そういう見込みでございますので、７５人分の歳入を見込

んでおります。そして、合計82万5千円を見込んでおります。

続きまして、中学校では、全体で30人の利用者を見込んでおります。そのうち5名が生活保護の利用者であるということで、25名の歳入を見込んでおります。全体では27万5千円、合わせますと110万円の歳入を見込んでおります。

一方、歳出でございますけれども、この学習支援員の賃金に係る費用といたしまして、小学校で約180万円、中学校で約50万円で、その他教材の費用といたしまして、30万円を見込んでおります。以上でございます。

(「合計は。歳入の合計」と呼ぶ者あり)

教委総務
課長

歳入の合計といたしまして、約260万円になると。

(「250万円や」と呼ぶ者あり)

(「一般質問の答弁、250万円や言うているから、それに合わせとかなあかん」と呼ぶ者あり)

委員長

いくらですか。

教委総務
課長

小学校、もう1度申しあげます。小学校でですね、180万円でございます、見込んでおります。中学校で50万円と見込んでおります。端数の関係で切り上げさせてもらっているんですけども、そして、補助教材で30万円で、全体で260万円で。

(「50万や」と呼ぶ者あり)

委員長

よろしいんですか、それで。

暫時休憩します。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

委員長 再開いたします。
安藤教委総務課長。

教委総務 それでは、申しあげます。小学校の学習支援に係る賃金といたしましては175万円、約175万円でございます。そして、中学校に係る学習支援の賃金でございますけれども、約45万円。そして、これで合わせますと220万円。そして、補助教材30万円で、全体では約250万円の支出を見込んでおります。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 まず、ちょっと純粹な疑問からお尋ねしたいと思うんですけども、これまでにも確認してきた事項とかぶるかもしれませんけども、小学校のほうは週2日と、中学校のほうは週1回という形になってはいますが、これはどういうふうに決めたのでしょうか。

教委総務 中学校のほうがですね、週1回、少ないということなんですけれども、中学校につきましては部活動等がございますので、なかなか放課後実施するのが難しいということもございました。水曜日は帰宅時間も早いということもございますので、ですので、中学校は週1回とさせていただいております。小学校につきましては、できるだけ多く利用いただくということで、火曜日と木曜で週2回ということをやっております。

木澤委員 わかりました。

それとですね、条例の施行規則のほうの、学習支援員の中から主任学習支援員を選任するというふうになってはいますが、この方、非常に重要な役割を果たしていただかないかというふうに思うんですけども、退職教員さん等らを採用して支援員さんをしてもらうということですけども、そうした主任の役割を果たしていただくような方っていうのはど

ういう方を想定されているのでしょうか。

教委総務課長 退職された教員をですね、そもそもの学習支援員は退職された教員を想定しておるんです。その中でもですね、やはり力量のある方、熱意のある方、その中心となってやっていただける方を、その中から選任をして、全体の学習支援事業の取りまとめ、他の学習支援員、いわゆる講師の取りまとめであるとか、あと、例えば学校とのパイプ役、あと、その他保護者等ですね、そういう、全体の学習支援の運営に係る仕事も担っていただくということを考えております。

委員長 そやから、どういう方を主任にされるのかということを問うているんやから、そのことについて答えてもらいたいと。 清水教育長。

教育長 学習支援員については、今、課長、退職された教員の方々をっていうことを言いましたけど、その、プラスですね、現在、今、大学なり、大学院で教職の道に進もうという方もお手伝いとして来ていただく可能性もございます。その中で、やはりそういう主任となっていただく方についてはですね、どうしてもそういう中心的な人物になりますので、一般で考えるのは、一番年長の方になるのかな。それとあと、退職された教員の方の中でも、管理職経験されている方もおられますし、そうでない方もおられます。その中でやっぱり管理職を経験された方が、及び年長の方がそういった職務を担っていただくことになるのかなと考えております。

木澤委員 具体的に斑鳩町で教員をされていた方で、今、既に心当たりがあるとか、そういうわけではないんですかね。斑鳩町内でやっておられた方でしたら、一定、状況がわかっている方がいらっしゃるのかなというふうになんか思ったんですけども、それはまだこれからだということでも理解してよろしいですね。

もう1つですね、これは当たり前と言ったら当たり前なんですけども、学習支援事業の活動中に知り得た個人情報や第三者に漏らさないことと

いう規定がありますけども、これはどういうことを想定して、この規定をつくっておられるのでしょうか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 当然、利用者ですね、そういう住所であるとか、そういう個人情報にも触れる機会があると思います。ですので、当然その業務の中で知り得たことにつきましてはですね、学習支援の活動以外のところでは漏らしてはならないということでございます。

木澤委員 住所とか、その辺のところはもう既にね、個人情報やと認識もありますけど、例えば学力っていうんですかね、子どもたちのその学習状況が、例えばね、言うたら減免対象の家庭であるとか、そういうことを想定されているのかなとちょっと思ったんですけど、そのとおりやとは思いませんけど。

教委総務課長 住所とか、個人情報以外にですね、学力にかかわること、あと、また、学校活動の中とかですね、いろいろ、生徒指導にかかわることとかですね、そういったプライベートなこともございます。だから、そういったことも当然含めてですね、当然、個人情報をね、漏らしてはならないということを考えております。

木澤委員 あとですね、私、実際この条例見せていただいて、制度の取り組みをされるということについてはいいことだというふうに思っているんです。ただ、利用料を徴収されるということについてはいかがなものかなという思いを持ってまして、1つには、利用料を徴収することで、減免制度を設けておられますけども、このハードルになってしまって、希望しても参加できないという家庭の子どもさんがね、出てくるんじゃないかなというふうに思っていますけども、先ほどね、何人の方が参加されるっていう見込み持っていましたけども、それについてはどういうふうにして算出されたのでしょうかね。

教委総務
課長

この利用者の見込みでございますけれども、近隣、王寺町で実施されております。ですので、その利用実態をですね、把握をさせていただいて、小学校では全体で90名の利用見込みがある、そして、そのうち約15人程度がですね、生活保護の受給者であると。また、中学校については、30人のうち5人というのが生活保護受給者が利用されるだろうということで算出をいたしました。

木澤委員

そうすると、今、実際に小中学校に在籍している児童生徒で、そのうち塾に行っている家庭の子がどれぐらいいて、そうじゃない世帯がどれぐらいあるとかという実態を調査してこの算出しているわけではないということですね。

この数を聞きまして、私は、塾に行っていない家庭の子どもさんというのはもっと多いんじゃないかなと。そのうちどれぐらいの方が希望されとかってというのはまた別ですけども、だから、対象としては非常にもっと数がいて、えらいちょっと参加が少ないのかなというふうには思ったんです。よそでやっているのを参考に数字を出したってということで見込みを持っておられるようですけども、だから、そうではなくて、やっぱり希望する子どもさんがね、みんな参加できるというような取り組みにしていってほしいなど。もともと経済的に塾に行かせることが難しいという家庭と、さらに、普段の授業だけではちょっと学力を十分に身につけられない、そういう子どもたちに対しての学習支援だという要素も含んでいますので、ですから、そういうことであるだけにね、趣旨が、やっぱり無料にして、きちっとどの子も参加できるという体制をとってほしいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

教委総務
課長

利用者の見込みにつきましては、今のところ、小学校90人ということで、中学校30人ということでございますけれども、決してそれが上限とかいうことではございませんので、当然、利用希望があれば受け入れていきたいというふうには思っております。

あと、無料で実施していくかどうかということなんですけれども、一

般質問でも答弁させていただいております、学校教育をですね、これは保管する特定のサービスということなんです。そういったことから利用者に一定の負担をいただくということなんですけども、例えば、民間の学習塾と比べますとね、単純に比較はできませんけれども、中学校の場合でなりますとね、週2回程度の利用で大体月額2万円から3万円程度負担がかかるだろうと。さらに、入会金であるとか、教材とか、夏期講習とかですね、そういった費用も負担されているので、決して学習塾に行くことを勧めているわけではないんですけれども、現実、そういう状況にあって、多くの方が利用されているということでもあります。ですから、学習塾とは形態異なりますけれども、プラスアルファのサービスを利用するということから、やはり一定の自己負担というのはですね、させていただく必要があるだろうというふうに考えております。

ただ、低所得者の方にも配慮するということから、月額1,000円っていうのをですね、設定させていただいたということでもあります。ですから、あくまでも学校教育を補完するという性格の事業ですので、無料で実施するということはそぐわないのではないかと、このように考えております。

木澤委員 1点ちょっと確認したいんですけども、生活保護世帯っていうことは、要保護ですよ。準要保護世帯については、対象になるんですかね、減免の。

教委総務課長 準要保護については、対象にはしておりません。

木澤委員 一定、生活保護世帯とそうでない世帯っていうのは明確に線引きはされていますけども、実際に生活保護を受けたいと思っても受けられない状況があったりとか、さらに、受けられていない家庭でも、そのすれすれのところに、言うたらおられる方っていうのは、逆にその保護もらっている家庭よりも経済的には厳しいという状況なんかがね、あると思うんです。ですので、やっぱり私は、一定、低所得者対策っていうのはされていますけども、でも、それからやっぱり漏れしまうってい

う家庭がね、出てくると思うんです。やっぱりそういう家庭をなくすために、経済的なハードルって言うんですかね、負担を求めずに、その趣旨からして全ての子どもが参加できるようにしていただきたいという思いを持っていますので、それについては強く要望しておきたいなというふうに思います。

私はこの条例案に対して、制度自体には賛成ですけれども、その方法については異議がありますので、修正案という形で提出したいと思っています。

委員長 ほかにございませんか。 奥村委員。

奥村委員 このたびのこの事業に関しましては、広くたくさんの方の児童・生徒の方に学習支援をしてくださるってということで、私といたしましてはとても賛成させていただきたいなと思っております。

その中で、母子・父子家庭の中でも特に生活困窮者の方、困窮しておられる、生保対象ではないけれども生活困窮しておられる方に対してのご配慮っていうことを考えていただきたいなって要望させていただきたいと思っております。

また、兄弟が2人、3人、どれぐらいいらっしゃるか、それ、わかりませんが、そういう方が、1人目の子には1,000円を払って受けさせることができるけれども、生活上の問題があって、2人目、3人目は我慢をするという状況にはならないように、広くみんなが平等にそういう支援をしっかりと受けさせていただけるような状況にさせていただけるように要望させていただきたいと思っております。以上です。

委員長 答弁はよろしいですか、答弁は。

（「要望です」と呼ぶ者あり）

委員長 平川委員。

平川委員 今、既に担任の先生などが放課後に指導されているっていうケースもあると思うんですけども、それとの兼ね合いっていうのはどうなっているんでしょうか。

教委総務課長 現在もですね、特に学習の補助が必要な子どもたちには担任が個々に学習支援、支援というか補習をですね、行っております。この事業は火曜日と木曜日という形では実施させていただきます。ですので、その曜日以外でですね、当然実施していただく、場合によれば、同じ日であってもですね、担任がですね、また個別に指導をね、する場合等もございますので、そのあたりは学習支援員とその教員と担任がですね、連携しながら、子どもの学習状況のほう見ながらですね、連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

平川委員 利用料のことですけれども、支払う能力のある方からは徴収するっていうこと自体に私は異議を唱えるつもりはないんですけども、やはり奥村委員さんもおっしゃったように、生活困窮者に対する対策っていうのがもう少しあってもいいかなと思うんですけども、この減免に関する規則の中で、町長が特に必要と認める者っていうのはどういう方を想定されているんでしょうか。

教委総務課長 この減免に関する規則第2条第2号でございます。例えば災害の発生であるとかですね、火災に遭遇したとか、例えば保護者が失踪したとかですね、生活が一時的に困窮すると、そういった場合を想定しております。

平川委員 それと、先ほど要保護の方が生活保護に相当するっていうことなんですけれども、準要保護っていうのは具体的にどういう方を対象とされているのか、ちょっとお伺い、それとあと、要保護と準要保護の人数についてもお伺いできますでしょうか。

教委総務 まず、要保護・準要保護の人数でございますけれども、12月1日現

課長 在でですね、小学校の要保護児童数が17名、そして、小学校、準要保護の児童数が163名、合計で180名。そして、中学校でございますが、要保護の生徒数が16名、そして、準要保護の生徒数が85名、合計しますと101名となっております。

そして、この準要保護の基準でございますけれども、児童扶養手当の受給者または一定所得額以下の者ということで、斑鳩町では、生活保護基準の1.3倍以下の額を用いております。その他、町民税非課税であるとかですね、そういったものが準要保護の認定基準の対象になってまいります。

平川委員 生活保護世帯の1.3倍以下というと、所得が生活保護世帯より多いような認識を受けるんですけれども、実際のところ、例えば資産があるとかで生活保護世帯と同じ、それ以下の所得であっても生活保護を受けておられない方については、どちらのほうになるのか、準要保護になるのか、そのあたりはどちらになるのでしょうか。

教委総務課長 一定のそれぞれ、生活保護にいたしましても、この準要保護にしましてもですね、所得の基準、生活保護につきましては、所得基準であるほかに、資産をお持ちであるとかですね、家屋、自動車等ですね、持ちであるとか、そういった基準で認定されるというふうに認識しております。

この準要保護につきましては、先ほど申しあげましたように、児童扶養手当の受給者であると、もしくは一定所得以下のものである、町民税非課税であるという、その認定要件で認定をしておりますので、資産をお持ちであるという点につきましてはですね、この準要保護に関してはそこまで把握対象にはなっていないというような状況でございます。

平川委員 ということは、生活保護世帯と同水準の所得もしくはそれ以下であっても、いろいろな要件で生活保護を受けておられない、受けられない方ってというのは、一応、準要保護という中ではカバーされているのでというふうな理解してよろしいですか。

教委総務課長 はい、カバーされているというか、現状そこまで見ておりませんので、そういう解釈になると思います。

平川委員 ということは、今回、生活保護世帯、いわゆる要保護だけをこの減免の対象にしているとなると、やはりそこから漏れてしまう方がいらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、条例の中にはその減免のことまでは記載されていませんので、条例そのものについては特に異議はないんですけれども、その減免に関する部分についてはもう少し再検討していただけたらなというふうに私も要望させていただきます。

委員長 ただいま要望をお2人から出しましたけども、町としては、ただいまの要望に関してですね、どういうふうな考えを持っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思いますが。 清水教育長。

教育長 今、三方からご意見いただきました。当然、今の現在まで、きょう提案させていただくまでには、準要保護世帯については、やっぱりこの低額、そういうことも含めて低額で、低い金額で設定をさせていただいているわけでありまして、そういった、総務常任委員会の委員さんからもそういったご意見があるということで、教育委員会のほうもですね、そうしたご意見があるということでご理解を得られるのかどうか諮らせていただく必要があると考えております。その上、やっぱり予算を伴うことですので、町長、副町長とも協議を行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。 坂口委員。

坂口委員 一般質問では多分答え出ていたと思いますが、ここ、委員会ですので、ちょっと再度確認したいと思います。1,000円にされた根拠、すみませんが、お願いいたします。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 この1,000円の根拠でございますけれども、こちらも同様の事業を実施されている自治体の利用料を参考とさせていただいております。例えば近隣、王寺町でされております。王寺町の場合は、小学生、週3回で月額2,000円徴収されております。中学生は週1回です、月額1,000円を徴収されているということでございます。本町です、設定額、1回当たりです、月1回当たりで比較しますと、小学生の場合、本町は125円、王寺町は166円、中学生は、本町、王寺町とも同じ250円というふうになっております。小学生については王寺町より安価な金額を設定していると、そういったことでございます。以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。 木澤委員。

木澤委員 ただいま議論聞かせていただきましたけれども、いろいろ、この総務委員会で出た委員さんから出た要望に対して、検討するというご返事でしたので、この案件については継続審査案件として扱ってはどうか。私も修正案について用意はしていますが、その結果によってはまたどうなるか、ちょっと検討はしたいなとは思いますが。その取り扱いについては、いかがでしょうか。

委員長 これは当初予算を含む案件でありますので、2月の閉会、また、3月定例会に審議して結論を出すということになれば、当初予算にかかわってきますので、私としては本定例会で結論を出したいと、このように思っております。

各委員さん、それぞれご意見はあろうかと思いますが、お聞きしましょうか。 坂口委員。

坂口委員 私はもうここで決めたほうが。予算にかかわりもできますし。

委員長 平川委員、どうですか。

平川委員 スケジュールの兼ね合いがちょっと、今のタイミングでないと難しい
というのであればやぶさかではないですけれども、やはり規則の部分は
少し見直していただけたらというふうに考えています。

委員長 奥村委員。

奥村委員 もうここで決めていただけたらいいと思います。

委員長 小村委員は。

小村委員 僕もここで決めていただけたら。

委員長 私も、先ほど述べたようなことで、本委員会で結論を出したいと思っ
ておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

木澤委員。

木澤委員 今回、決をとるということでありましたら、現状に対して私はやはり
修正案という形で提出させていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時05分 再開)

委員長

再開いたします。

10時25分まで休憩いたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時25分 再開)

委員長

再開いたします。

議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、修正案が提出されていますので、提出者の説明を求めます。 木澤委員。

木澤委員

そうしましたら、まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

木澤委員

それでは、2枚目のほうに移らせていただきます。

修正案につきましては、原案の第6条を次のように改めるものです。

利用料の負担が定められています第6条、「学習支援事業の利用に要する費用は無料とする」。次に、第7条については削除をいたします。そして、第8条の中で第3項に規定されています取消事項の中で、「利用料を正当な理由なく納付しないとき」という項目を削り、第4号を第3号として、同条を第7条とし、そして、第9条については第8条に繰り上げるものです。説明については以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑があればお受けいたします。

ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、これより、原案と修正案を一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成の方の意見を求めます。 小村委員。

小村委員

それでは、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、原案に賛成し、修正案に反対する立場から意見を申し上げます。

この学習支援事業は、家庭の教育環境により家庭学習を十分に受けることができない児童生徒に、学力及び学習意欲の向上を図る取り組みの一つとして実施されるものであります。

その利用料として、保護者には、児童生徒1人当たり月額1,000円の自己負担を徴収されるものでありますが、この金額については、同様の事業を実施されている自治体の利用料を参考としながら、低い金額で利用いただくこと、また、学習に主体的に参加いただくことから設定されたものであります。なお、生活保護世帯に属する児童生徒には利用料を徴収しないとされています。

私は、近年の社会経済情勢の変化や価値観の多様化などにより、さまざまな家庭環境がある中、学習が遅れがちな子どもたちを支援することは、まさに必要な施策であると考えます。

また、利用料をご負担いただくことについては、この事業に参加されない方もおられますことを考えますと、そうした方との公平性という点について考慮する必要があると思います。特定のサービスを受けるということでもありますので、一定の自己負担をいただくことは十分に理解を得られるものであると考えます。また、これまでにも、代表監査委員におかれましては、受益者負担の視点を常に持つべきであると指摘されています。

さらに、金額の設定については、同様の事業を実施されている自治体を参考としながら、低所得者に配慮した金額を設定されたものであります。

こうしたことを踏まえて、利用料をご負担いただくことは、十分妥当性のあるものと考えます。

この事業は、時代に応じた適切な事業であり、今後さらなる教育環境の充実が図られることを期待いたしまして、私の賛成意見といたします。

委員長 次に、修正案に賛成の方の意見を求めます。 木澤委員。

木澤委員 それでは、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例について、修正案に賛成し、原案に反対の立場から意見を申しあげます。

今回の条例案に対して、町として学習支援事業を行うという趣旨については賛成です。しかし、そのやり方について異議があります。

第6条で利用料の負担について定められていますが、第2項で児童生徒1人について、月額1,000円の利用料を徴収するとなっております。私はこれについては、利用料徴収をやめ、無料にするべきだと考えます。その最大の理由は、果たしてこの規定で希望する家庭の子どもが全てこの事業に参加できるのかという点です。

条例案第6条の3項では、町長は必要があると認めるときは、規定で定めるところにより、前項に規定する利用料を減免することができることと定められており、町の説明では、生活保護世帯に適用し、無料にするとのことでした。一定の低所得者対策が講じられていることは認めますが、しかし、一般質問でも指摘されていたように、このまま実施すると、生活保護制度を利用していない、または利用したくてもできない家庭で、経済的に厳しいため申し込みができないという家庭が出てくるのではないのでしょうか。確認をいたしますと、準要保護世帯については、減免の対象ではないとのことでした。要保護世帯と準要保護世帯とでは、明確に線引きがされていますが、しかし、その境目にいるような家庭では、逆に要保護を受けてない家庭のほうが経済的に厳しいといった状況があることは、私もこれまで住民さんから相談が寄せられる中で幾つも見してきました。

そもそも町がこの学習支援制度を創設しようとした背景には、経済的な理由で塾に行けない子がおり、そうした家庭も含めて、町行政として

子どもたちの学習を支援しようというのが議論の始まりだったのだと思います。私は、その発想は行政ならではだと思ひますし、行政だからこそできることだと思ひます。その点で言ひますと、この取り組み自体は評価してあり、制度自体に反対してあるわけではありませぬ。むしろ、よりよい制度として実施してほしという観点から提案をさせていただいてあります。

また、経済的に塾に行けない家庭の子どもに対する学習支援という性質を持っています、塾のかわりをするわけではありませぬ。学校の授業だけでは十分な学力を身につけられない子どもに対しても学力や学習意欲の支援を行うという点では、本来の義務教育を補填する、義務教育の一端を担う性質を持っているとも考えられます。そうしたことから、私は、希望する家庭の子どもが漏れることなく参加できるように、経済的なハードルを設けるべきではないと思ひます。

以上の点から、原案に反対し、修正案に賛成する立場であることを申しあげまして、私の討論とさせていただきます。

委員長

これをもって、討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

まず、木澤委員から提出されました修正案について、採決いたします。本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

挙手少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

原案について賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

委員長

挙手多数であります。

よって、議案第48号 斑鳩町学習支援事業の実施に関する条例については、当委員会として賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第52号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

それでは、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。議案書の末尾、斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例要旨をごらんいただきたいと思います。

少子高齢化のさらなる進展が予測される中、人口減少の克服やまちの活性化を図ることは急務の課題であり、今後、子ども・子育て支援の充実、地域包括ケア体制の構築、観光や産業振興による地域の特性を生かしたまちづくりなどの施策は、今後より一層重要になるものと考えられます。このような施策を円滑かつ総合的に推進するとともに、より機動的、効率的に執行するため、本町の行政組織機構を再編することに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

1の主な改正内容でございます。

まず、(1)の斑鳩町行政組織条例の一部改正でございます。この条例には、部の名称と所掌事務を規定しており、まず、住民生活部を健康福祉部と生活環境部に分割し、それぞれの分掌事務を定めることとします。また、上下水道部を廃止し、その分掌事務を都市建設部に編入し、都市建設部の分掌事務の一部を総務部に編入することとします。

次に、（２）の斑鳩町議会委員会条例の一部改正でございます。斑鳩町議会の常任委員会のうち、厚生常任委員会の所管を「住民生活部の所管に関する事務」から「健康福祉部及び生活環境部の所管に関する事務」に、建設水道常任委員会の所管を「都市建設部及び上下水道部の所管に関する事務」から「都市建設部の所管に関する事務」に改めるものでございます。

（３）から（１０）までは、委員会、協議会等の庶務担当の部・課の名称を改めるものでございます。（３）は行政改革推進委員会、（４）は男女共同参画推進委員会、（５）は協働のまちづくり推進委員会、（６）は総合計画審議会、（７）は子ども・子育て会議、（８）は障害者福祉計画推進協議会、（９）は介護保険運営協議会、（１０）は予防接種健康被害調査委員会であり、それぞれ関係条例を改正するものでございます。

（１１）の斑鳩町河川管理条例の一部改正では、準用河川の台帳の保管の担当課の名称に改めるものでございます。

最後に、（１２）斑鳩町水道事業の設置等に関する条例の一部改正では、水道事業の管理者の権限を有する町長の事務を処理する部の名称を改めるものでございます。

２の施行期日につきましては、平成２８年４月１日から施行するものでございます。

以上、議案第５２号 斑鳩町組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 これについて、条例改正に別に異議があるわけではないんですけども、学童保育については教育委員会の部門に移るということで、それについても、関連する部分なので連携はうまく図っていただきたいなというふうに思うんですけども、これまで保育園等とも連携を図ってきた部分に

については、今後はどういう形になっていくのかなというのが気になるんですけども。

委員長 池田副町長。

副町長 教育委員会になりましても、当然、保育園との連携でありますけども、それは当然、今までどおりやってまいります。

木澤委員 事務レベルでもこれまでどおり連携をしていくというのと、あと、国のほうでは担当する省庁等が違って縦割りになっていますけども、住民さんから見たら、特にそういう点っていうのはよくわからないですし、やっぱり保育のほうだというふうに理解される方もいらっしゃるかと思いますので、町のほうとしてはやっぱり、保育園とも、学校とも、きちっと連携がとれるような形で進めていっていただきたいと思います。

副町長 学童保育というのは、当然、小学生になられた方がやっております、その方が。今、連携とおっしゃる、恐らく想定されておりますのは、保育園からすぐ学童保育へ上がってくるといってと言われております。その場合でも、保育園、公立は2つありますし、私立保育園からも相当上がってこられます。そうした中で、やはり小学生の方につきましては、やはり今、放課後児童クラブの関係もございます。その連携を図っていかないと、子どもさんの成長に十分町のほうもサポートできないということで、今、今回、教育委員会にさせていただきました。そういう意味で、当然、今よりはもっとよくなると考えておりますし、保育所の連携も今までどおりやっていきたいと、そういう意味で、今回、こちらへさせていただきました。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4) 議案第54号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎税務課長。

税務課長

それでは、議案第54号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明にかえさせていただきます、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、議案書末尾の斑鳩町町税条例の一部を改正する条例要旨をごらんいただきたいと存じます。

今回の斑鳩町町税条例の一部改正につきましては、平成27年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律、平成27年法律第2号が平成27年3月31日に公布されたこと及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成27年総務省令第85号が平成27年9月30日に公布されたことから、この法律及び省令による改正内容のうち平成28年1月1日以後に適用となるものについて、所要の改

正を行うものでございます。

1. 主な改正内容、(1) 猶予制度の見直し、改正条例第5条の2から第5条の6の改正規定についてであります。地方税における徴収猶予及び換価の猶予について、国税における猶予制度を踏まえた見直しが行われ、徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法や申請による換価の猶予に係る申請期限等について必要な事項を条例で定めるものであり、平成28年4月1日から施行するものであります。

徴収猶予及び換価の猶予の制度につきましては、従来から地方税法に規定されており、滞納者に対しましては、本人からの申請による徴収猶予、町の職権による換価の猶予を適用しておりましたが、国税におきまして、平成27年4月、猶予制度が見直され、新たに納税者自身の申請による換価の猶予が創設されるとともに、徴収猶予及び換価の猶予に係る申請の手続き、提出・訂正の期限、分割納付の方法等について条例で定めることとなったものでございます。

次に、(2) 町たばこ税の税率の見直し、付則第16条の2の改正規定についてであります。旧3級品の紙巻たばこに係る町たばこ税の特例税率を段階的に廃止するものであり、平成28年4月1日から施行するものであります。

現在、税率が一般銘柄の紙巻たばこの半分程度に抑えられている旧3級品の紙巻たばこの特例税率が廃止され、一般銘柄の紙巻たばこと同じ税率に引き上げられるものであります。激変緩和の観点から、平成28年度から平成31年度までの4段階で引き上げる経過措置が設けられるものでございます。この経過措置後の平成31年4月1日からは、一般品の紙巻たばこの税率が適用されることとされております。

条例要旨の一番下の表をごらんください。この表は、旧3級品の紙巻たばこ1,000本当たりの税率について、現行税率、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの4段階の特例税率を廃止していく状況について、地方のたばこ税、うち道府県たばこ税、市町村のたばこ税、国のたばこ税及び合計税率をお示ししております。

旧3級品の紙巻たばこ税は、現行、1,000本当たり、地方のたばこ税は2,906円、うち道府県たばこ税は411円、市町村たばこ税

は2,495円、国のたばこ税は2,906円、合計で5,812円ですが、第1段階として、平成28年4月1日に、地方のたばこ税及び国のたばこ税は2,906円から3,406円へ500円引き上げられます。地方のたばこ税のうち、道府県たばこ税は411円から481円へ70円、市町村たばこ税は2,495円から2,925円へ430円引き上げられます。続いて、平成29年4月1日に第2段階、平成30年4月1日に第3段階、平成31年4月1日に最終、第4段階と引き上げられ、一般の紙巻たばこと同額の税率となります。

当町のたばこ税は、表の市町村たばこ税でお示しをしておりますとおり、1,000本当たり現行2,495円ですが、第1段階として、平成28年4月1日に2,495円から2,925円へ430円引き上げられ、第2段階として、平成29年4月1日に2,925円から3,355円へ430円引き上げられ、第3段階として平成30年4月1日に3,355円から4,000円へ645円引き上げられ、最終の第4段階として平成31年4月1日に4,000円から5,262円へ1,262円引き上げられ、一般の紙巻たばこと同額の税率となります。

なお、旧3級品の紙巻たばこの銘柄は、表の下にお示ししておりますとおり、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄でございます。

また、旧3級品の紙巻たばこに係る町たばこ税の特例措置廃止に伴う町税への影響額についてであります。平成26年度決算ベースで試算をいたしますと、平成26年度の現行税率での税収と比較し、第1段階の平成28年度では約474,000円の増収、第2段階の平成29年度では約948,000円の増収、第3段階の平成30年度では約1,658,000円の増収、最終段階の第4段階の平成31年度では約3,049,000円の増収となります。

次に、要旨の裏面をごらんください。

(3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、平成25年法律第27号の施行に伴う個人番号又は法人番号等の規定の整備、改正条例の第28条、第47条、第70条、第70条の2、第78条、第81条の2、第81条の3、第94条、第95条、

第130条の3及び付則第10条の3の改正規定についてであります、いわゆる番号法の施行に伴い、各町税の申告書や減免申請書などの記載事項の中に個人番号または法人番号を記載する欄を追加するための改正であり、平成28年1月1日から施行するものであります。

次に、(4) その他法令の改正による条文整理等所要の改正についてであります、地方税法等の関係法令の改正に伴い、本条例において引用をいたしております条番号、項番号等の繰り上げ等の条文の整理を行うものでございます。

以上、議案第54号 斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員

木澤委員 たばこ税のところ、影響金額について説明していただきましたけども、26年度の状況をベースにして試算していただいていますけども、これは今、購入されている個数が減らないという仮定で試算されているのか、それか、こう値上げになっていくにつれて購入個数がとか、たばこ吸わはる人が減ってくると、そういう人数についても減少の動向があるというふうに見て試算をされたのか、これについてはいかがでしょうか。

税務課長 先ほどお示しいたしました試算につきましては、平成26年度の販売本数をもとに試算をいたしております。

木澤委員 そうしますと、個数はそのままということで試算されていると思いますけども、このたばこ税については特例税率を段階的に廃止するというので、実質上値上げになっていくわけですが、近年、禁煙を進めるといって、そういった効果なども期待されていることもあって、これについて反対はしませんけども、やっぱり住民の皆さんにはこうした段階的に値上げになるということに対して、このたばこ税がですね、どう

いう使われ方しているのかということについても、やっぱり町として何らかの姿勢は示していくということが必要かなというふうには思うんですけども、それについて、町のほうでは何か考えておられるようなことってありますか。

税務課長 たばこ税につきましては、町の貴重な一般財源でございまして、今回の値上げにつきましては、そういったあらゆる機会を利用いたしましてですね、そういった値上げについては周知はしていきたいというふうには考えております。

それで、町のたばこの関係なんですけども、国民の健康の問題で、あと、販売業者もですね、そういった値上げに対する生産農家等の関係もございまして、国ではいろいろとですね、この値上げについては議論もされたところでございますが、そういった国の決定をですね、尊重してですね、町について、そういった一般財源を使っていきたいというふうには考えております。

木澤委員 確かに、特定財源でなくて一般財源で町の施策に広く使えるという点については制限を設けることはできないというふうに思いますけども、やっぱり町として、禁煙に効果が出るような啓発をすとか、一定、たばこ税の値上げなって、町としても、一部にせよそういう取り組みについてきちんと税金が使われていますよというようなことをやっぱりしないと、住民さんも、単純に値上げになったけども、実際にその禁煙に対する啓発等も何もしていませんということであると、やっぱりなかなか理解も得られないというふうに思いますので、だから、いろいろなやり方があると思いますので限定はしませんけども、そういう点については、やはり住民の皆さんの理解が得られるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。

それとですね、(3)のほうで、これまた個人番号法、マイナンバー法の関係でこのように改正されるというふうに出てきていまして、課長、説明いただいた中では、個人番号の記載欄を設けるというふうになっていきますけども、今までの実際の税の申請ですね、と、今後こういうふう

に記載欄が設けられて、どういうふうに事務的には手続きが変わっていくのかという点について、お尋ねしたいと思います。

税務課長 例えば、平成28年4月の1日からは、例えば納税証明を申請される場合に、その申請書に個人番号を書いてもらう必要があります。そういった場合、個人番号を申請に来られた場合、申請書には個人番号欄を設けることになるんですけども、そういった場合、申請に来られた方につきましては、法に基づく本人確認をしっかりとやっていくということが必要になってきます。

それと、所得の関係ですが、町民税の申告につきましては、平成28年度分の所得から適用になりまして、平成29年の確定申告のほうから必要になってきます。

そういったことにつきましては、番号法の規定に基づきまして的確に事務を行っていく必要がございます。

木澤委員 この改正によって、住民さんにとってプラスになることってというのは、何かあるんでしょうか。

税務課長 国でも言われていますようにですね、税、社会保障等につきまして、給付事務等についてですね、例えば所得証明が必要である、納税証明が必要である、そういったことにつきましては、行政機関同士の連携によりまして、そういった住民の方が添付するの必要がなくなるというような利便性の向上、そしてまた、税の事務につきましても、今までは各市町村に照会を出しておった分について、そういった連携によって調査できるということで、事務の合理化にもつながるものであるというふうに考えております。

木澤委員 もう1点。この個人番号の記載については義務化されていくというふうに聞いていますけども、これは本人さんが申請のときに掲載を拒否されたという場合についての申請の受け付けですね、については町としてどんなふうに考えておられるんでしょうか。

税務課長 番号法の規定では、番号法によりまして、個人番号を記載することは法定化されていますということで、義務ですので、記載につきましては、例えば、書いていなかった場合は記載を願うようにご指導させていただきますが、それでも記載がされないような場合は、例えば申告書、町民税の申告書等であればですね、受理していく方向で、今、税務署等とも協議やっておるんですけども、していく方向で考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これは結局、上位法の改正による文言整理と考えてええわけですか。

税務課長 はい、そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5) 議案第55号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一

部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 加藤総務課長。

総務課長

それでは、議案第55号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしく願いをいたします。

議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要旨をごらんいただきたいと思えます。

今回の消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されことに伴い、消防団員が公務上の災害により傷病補償年金、障害補償年金等の損害補償が支給される場合において、国民年金法、厚生年金保険法等の法律による給付との調整に関する規定に関し非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されましたことから、その改正の内容に準じ、所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用します。また、この条例の適用の日前に支給すべき事由の生じた損害補償等につきましては、なお従前の例によることといたしております。

なお、今回の改正は、傷病補償年金、障害補償年金等の額の算定に係る補償基礎額、算定率等の変更はございませんので、消防団員に給付される年金額への影響はございません。

以上、議案第55号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審

議を賜り原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議
ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第55号については、当委員会として満場一致で可決す
べきものと決しました。
次に、(7)議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第
4号)についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 面卷企画財政課長。

企画財政 それでは、付託議案の(6)の議案第56号 平成27年度斑鳩町一
課長 般会計補正予算(第4号)につきまして、ご説明を申し上げます。
まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

企画財政 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明をさせていただきます
課長 ます。
まず、歳入予算からご説明をいたします。補正予算書の11ページを

お聞き願えますでしょうか。

初めに、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金では、第1目 民生費負担金の第1節 障害福祉費負担金で、私立保育園の入所児童数が当初見積りを上回ることから、1,118万9千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第1節 児童福祉費負担金で、分担金及び負担金と同様の理由等により3,080万2千円の増額を、第2節 障害福祉費負担金で、障害者介護給付・訓練等給付費及び障害児福祉サービス給付費等が当初見積りを上回ることから、3,350万円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金の第1節 総務費補助金で、18歳への選挙権年齢の引き下げによりそのシステム改修費に補助金が交付されることから、19万9千円の増額補正をお願いするものであります。

第7目 教育費国庫補助金の第1節 小学校費補助金及び第2節 中学校費補助金では、今年度実施した耐震診断の結果、斑鳩小学校及び斑鳩中学校渡り廊下等の耐震補強設計業務を実施するに当り国の補助制度を活用することから、合わせて703万5千円の増額補正をお願いするものであります。

12ページをお聞きいただけますでしょうか。第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第2節 児童福祉費負担金1,540万1千円、第3節 障害福祉費負担金1,675万円の増額を、また、第4節 保険基盤安定負担金では、平成27年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により199万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 県補助金では、第2目 民生費県補助金の第2節 児童福祉費補助金及び第3節 障害福祉費補助金で、医療費助成に係る県補助対象助成費の決算見込みにより、合わせて208万円の増額補正をお願いするものであります。

第6目 土木費県補助金では、後年度における財政負担の軽減を図る

ため、公共下水道事業特別会計で借りています町債の借り換えについて、県の市町村公営企業財政健全化支援事業を活用することから、500万円の増額補正をお願いするものであります。

13ページにお移りいただきまして、第17款 寄附金、第1項 寄附金では、第1目 寄附金で、ふるさと納税としてご寄附をいただいたことから、第2節 福祉費寄附金で11万5千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第20款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金26万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第2目 土木債の第4節 公的資金借換債（公共下水道事業分）で、県補助金で申しあげた県の支援事業を活用し、公共下水道事業特別会計で借り入れている町債の借り換えについて実施することから、5,910万円の増額補正をお願いするものであります。

第3目 教育債では、斑鳩小学校及び斑鳩中学校渡り廊下等の耐震補強設計業務を実施するため、620万円の増額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入にかかわる内容となっております。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年4月に行った人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。

恐れ入りますが、29ページから30ページをごらんいただけますでしょうか。補正予算給与費明細書のところでございます。29ページの特別職では、「比較」の合計欄の欄でございしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、一般職の扱いであった教育長が特別職となったことなどから、520万9千円の増額となっております。

30ページをお開きいただけますでしょうか。一般職では、上段の表の「比較」の合計欄のところでございますが、給与費と共済費合わせまして2,567万2千円の減額となっております。

恐れ入りますが、14ページにお戻りいただけますでしょうか。主な

歳出の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

初めに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で人件費の補正と、当初見込みより臨時職員の雇用がふえたことから、第3節 職員手当等の臨時職員通勤手当11万1千円、第4節 共済費の社会保険料等54万6千円、第7節 賃金663万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、15ページから16ページにかけての第2項 徴税费、第3項 戸籍住民基本台帳費では、それぞれの目におきまして人件費の補正をお願いしております。

次に、第4項 選挙費では、第1目 選挙管理委員会費で、歳入で申しあげたとおり、選挙システムの改修に要する費用40万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

17ページにお移りいただきまして、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で、人件費の補正と、第25節 積立金で、歳入で申しあげた福祉費寄附金のうち、福祉基金への積み立てを希望された9万円の増額と、第28節 繰出金で、国民健康保険事業特別会計における人件費の予算補正により、18万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正をお願いしております。

第5目 医療対策費では、各助成金が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で890万円の増額補正をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、各事業の給付費が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で6,700万円の増額補正をお願いするものであります。

18ページにかけましての第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、介護保険事業特別会計における人件費の予算補正と、地域包括支援センターについて、平成28年度からの直営実施に伴う備品等購入費合わせて107万4千円の増額補正をお願いするものであります。

す。

第11目 後期高齢者医療費では、第19節 負担金補助及び交付金で、平成26年度の医療給付費負担金の精算に伴い379万3千円の増額と、第28節 繰出金で、平成27年度の保険基盤安定負担金の確定に伴い266万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費で、人件費の補正と、次世代育成の充実にいただいたご寄附1万5千円の財源振替をお願いしております。

18ページから19ページにかけての第2目 保育園費では、人件費の補正をお願いしております。

第3目 児童保育費では、第13節 委託料で、私立保育所の入所児童数等が当初見積りを上回ることから、8,747万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第5目 児童手当支給事業費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費では、19ページから20ページにかけての第1目 保健衛生費で人件費の補正をお願いしております。

第2目 感染症予防費では、高齢者インフルエンザ予防接種のワクチンが3価から4価に変更され、これに伴い王寺周辺広域医師会との契約による接種料金が改められたことから、354万円の増額補正をお願いするものであります。

第4目 健康増進事業費では、健康づくりの推進にいただいたご寄附1万円の財源振替をお願いしております。

20ページから21ページにかけましての第2項 清掃費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

次に、第5款 農林水産業費では、人件費の補正をお願いしております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。次に、第6款 商工費では、人件費の補正をお願いしております。

第7款 土木費、第1項 土木管理費では、第1目 土木総務費で人

件費の補正をお願いしております。

23ページにお移りいただきまして、第4項 都市計画費では、第1目 都市計画総務費で人件費の補正をお願いしております。

第2目 公共下水道費では、第28節 繰出金で、公共下水道事業特別会計における人件費の予算補正と、本特別会計で借り入れしている町債の借り換えについて、県の支援事業を活用し、実施することから、6,331万8千円の増額補正をお願いするものであります。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員の退団に伴う退職報償金26万4千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で人件費の補正をお願いしております。

第3目 私立学校振興費では、第19節 負担金補助及び交付金で、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数が当初見積りを上回ることから、85万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

25ページにお移りいただきまして、第2項 小学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげたとおり、今年度実施した耐震診断の結果、斑鳩小学校渡り廊下等の耐震補強設計業務を行ってまいりたいことから、第13節 委託料で1,175万2千円の増額補正をお願いするものでございます。なお、本事業につきましては、繰越明許費の予算補正もお願いしております。

第2目 教育振興費では、県費教員の配置状況等により常勤講師が増員となったことから、第7節 賃金1,123万3千円などで1,291万1千円の増額補正をお願いするものであります。

第3目 保健体育費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第3項 中学校費では、第1目 学校管理費で、歳入で申しあげた、今年度実施した耐震診断の結果、斑鳩中学校渡り廊下等の耐震補強設計業務を行ってまいりたいことから、第13節 委託料232万1千円の増額補正をお願いするものであります。本事業につきましても、繰越明許費の予算補正をお願いしております。

第2目 教育振興費では、県費教員の配置状況等により常勤講師が増

員となったことから、第7節 賃金307万3千円などで、325万円の増額補正をお願いするものであります。

26ページをお開きいただけますでしょうか。第4項 幼稚園費、26ページから27ページにかけましての第5項 社会教育費、27ページの第6項 保健体育費では、それぞれの目において人件費の予算補正をお願いしております。

28ページをお開きいただけますでしょうか。第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、6,400万4千円の充当をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表 繰越明許費についてであります。歳出のところで申しあげたとおり、第9款 教育費、第2項 小学校費で、小学校校舎耐震補強事業として1,175万2千円、第3項 中学校費で、中学校校舎耐震補強事業として232万1千円の予算措置をお願いするものであります。

6ページをお開きいただけますでしょうか。第3表 債務負担行為補正についてであります。平成28年度からコミュニティバスの実証運行を実施したいことから、コミュニティバス実証運行业務委託契約に係る債務負担行為の追加として、その期間を平成27年12月18日から平成33年3月31日まで、限度額を1億7,000万円とする予算補正をお願いするものであります。

7ページにお移りいただきまして、最後に、第4表 地方債補正についてであります。歳入のところで申しあげたとおり、公的資金借換として限度額5,910万円、そして、学校教育施設等整備事業として限度額620万円とする地方債の追加をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政
課長

以上で、議案第56号 平成27年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、

原案どおりご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 16ページのところの選挙システム改修業務委託料のところですけども、1つは、これ、国から補助金出るって言うて、半分しか出ていないんですけど、半分しかくれないのかという点と、あと、これ、来年の参議院選挙から18歳選挙権が実施されるということで、それに伴っての改修だと思うんですけども、整備の時期っていうのはいつごろになるんでしょうかね。

委員長 加藤総務課長。

総務課長 まず、1点目の補助金の関係ですけれども、委員おっしゃるとおり事業費の2分の1となっております。選挙人名簿の関係につきましては、国政選挙だけじゃなしに、町議会とか、町長選挙とかございますので、そういった形で2分の1となっております。

それと、整備の時期につきましては、システム改修については今年度にさせていただいて、実際に使う、こういったシステムの改修を使う時期につきましては、今度の平成28年6月19日以後に公示される国政選挙からということになっておりますので、それ以降の適用で、システムを改修した部分を使っていくという形になっていきます。

木澤委員 地方選挙も含めて今後適用されるからってということで、国のほうが、補助金ね、2分の1しかくれないというのも変な話だなと。今回ね、来年度から施行する分に伴ってということなので、全額出てもええんじゃないかというふうに思うんですけど、また国に言うておいてください。

それと、6月19日以降の適用だということで、これはもう前倒しして整備して、名簿をつくっていくとかいうことは、無理なんですかね。

総務課長 先ほど申しあげましたとおり、あくまでも今回のこの適用につきまし

ては、来年の6月19日以後からとなりますので、前倒しして進めていくことはございません。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長 それでは、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

初めに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。10月29日から11月29日までの32日間開催いたしました秋季特別展「藤ノ木古墳と大和の横穴式石室—出土品との比較から見えるもの—」につきましては、3,054人の方にご見学をいただきました。前年度と比較しますと、1,069人、53.9%の増となっております。増加しました主な理由としましては、ホームページなどによります広報活動をより積極的に行ったことのほか、町内の小学校や幼稚園、保育園からの積極的な見学があったことなどによるものと考えております。

次に、中学生以上の大人を対象に開催いたします斑鳩考古学講座につきましては、去る12月6日に文化財めぐりを開催いたしました。斑鳩ゆかりのいろいろな人物に関連した箇所を訪ねる内容で、11名の参加をいただいたところであります。

次に、春日古墳調査検討委員会についてであります。前回の委員会でご報告いたしましたとおり、第1回目の会議を11月の20日に開催いたしました。古墳の現地見学のほか、今後の委員会の進め方などについて主に話し合っていたところであります。次回の会議につきましては、来年の1月から3月までの間で開催することとなり、具体的な内容について話し合ってくださいと予定であります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 活用センターの特別展ですね、参加、非常にふえているということで、喜ばしいことであるんですけども、ふえた59.3%のうち、町内の小中学校から来ていただいた割合っていうのがどれぐらいかってわかりますか。

生涯学習課長 町内小学校、幼稚園、保育園で、824人来ていただいております。割合で申しますと、約27%となっております。以上です。

木澤委員 前年度から比べて1,000ちょっとふえて、そのうちの800何人ってことなので、かなりの方が、町内の子どもさんが来ていただいたというのは、これまでにはなかったことですし、今後もこういう形で、非常に学習にもつながりますので、引き続きね、続けていただけるような取り組みを、担当課としても進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(3) 斑鳩町人口ビジョン(案)について、理事者の報告を求めます。 面巻企画財政課長

企画財政
課長

それでは、各課報告事項(3)の斑鳩町人口ビジョン(案)につきまして、資料3に基づきまして、その概要につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、1ページをごらんいただけますでしょうか。このページでは、策定の趣旨、位置づけとして、記載のとおり、人口ビジョンは、斑鳩町総合戦略策定の前提として、本町の人口動向を踏まえた将来の展望について示すもので、対象期間は、国の長期ビジョンを踏まえまして、2060年、平成72年としています。

次に、4ページをごらんいただけますでしょうか。斑鳩町の人口動向の現状と見通しについてでございます。(1) 総人口の推移でございますが、このグラフは、昭和15年以降の本町の人口推移を示すもので、平成12年に28,566人でピークを迎えた後は緩やかな減少に転じているところでございます。

次に、5ページをごらんいただけますでしょうか。(2) 人口動向の下のほうの②人口構成比のグラフのところですが、年齢3区分の人口構造の推移について見てみますと、65歳以上の高齢化率が平成22年までの30年間で8.4%から24.2%へ15.8ポイント増加している一方で、0歳から14歳の年少人口比率は26%から13.7%へ12.3ポイント減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

次に、7ページをごらんいただけますでしょうか。(3) 人口動態で

すが、こちらでは、出生・死亡といった自然動態、転入・転出といった社会動態についてお示ししております。まず、①自然動態についてですが、平成22年から26年までの5年間の出生・死亡者数を見ますと、出生数は減少傾向、死亡数は近年増加傾向で推移しており、合わせますと、平成25年まではおおむね増減ゼロのあたりを推移していましたが、平成26年に49人の自然減となっております。

次に、その下の②社会動態についてです。平成22年から26年までの5年間の転入・転出者数を見ますと、転入者数、転出者数とも、おおむね減少傾向で推移しているものの、転出者数が転入者数を上回る傾向は一貫しており、平成26年には48人の社会減となっております。

続きまして、8ページをごらんいただけますでしょうか。(4)要因別分析の①出生の状況についてです。この上のグラフは、合計特殊出生率の推移について示しております。本町につきましては、平成22年の1.46が、平成26年には1.28にまで下降し、年度により増減はあるものの、おおむね減少傾向がございます。

次に、10ページをごらんいただけますでしょうか。平成26年の転入・転出の状況を、性別・年齢3区分別に見たグラフとなっております。左側が男性で、右側が女性となっております。男女ともに、帯の真ん中の15歳から64歳の転入・転出が多く、また、特に男性につきましては、15歳から64歳の転出超過が顕著となっております。

その下のグラフに移りまして、年齢5歳別階級別の転入転出状況でございます。これを見ますと、15歳から64歳の中でも、進学・就職・結婚といった移動を伴いがちな人生の転機が多い20歳代、30歳代での移動が中心となっており、特に、25歳から29歳で最も転入・転出が多くなっている状況でございます。

次に、11ページをごらんいただけますでしょうか。転入・転出の状況を居住地別に見たグラフとなっております。これを見ますと、転入は県内からが54.8%を占め、大和郡山市が最も多く、全体の9.7%となっております。転出につきましても、県内が51.8%を占め、同じく大和郡山市が8.1%で最も多くなっております。

次に、12ページをごらんいただけますでしょうか。(5)その他の

分析の①通勤・通学の状況でございます。まず、上の表ですが、町内にお住まいで、町内に通勤・通学している人が約3,400人、町外に通勤・通学している人が約10,000人となっています。

次に、下の表ですが、町内から他市町村への通勤・通学者と他市町村から町内への通勤・通学者を市町村別にまとめたものでございます。先ほど説明しました、町内にお住まいで、町外に通勤・通学している人が約10,000人いるのに対しまして、町外から斑鳩町に通勤・通学されている方は約3,400人となって、町外への人の動きが大きい状況となっています。町外の通勤先といたしましては大和郡山市が最も多く、また、町外からの通勤先につきましても同様に大和郡山市が最も多くなっております。

次に、13ページをごらんいただけますでしょうか。②産業別就業者数のところでございます。上のグラフが町内に住んでいる人の産業別就業者数でございますが、製造業と卸売業・小売業が多くなっております。また、下のグラフの町内で働いている人、つまり、町内で働く他市町村在住の人も含む産業別就業者数についても、製造業と卸売業・小売業が多くなっていてございます。

次に、14ページをごらんいただけますでしょうか。③観光客数のところですが、本町の推計観光客数は、平城遷都1300年祭の開催された平成22年度に128万人を記録した後は、23年度以降、90万人前後で推移しているところでございます。

続きまして、15ページをごらんいただけますでしょうか。将来人口の見通しについてでございます。(1) 趨勢人口と戦略人口についてありますが、人口ビジョンでは、今後の戦略的な人口政策の取り組みにより目指すべき2060年の目標人口を明らかにする必要がございます。斑鳩町人口ビジョンでは、この目標数値を戦略人口と呼ぶことにしております。こうした戦略人口を検討するためには、今後の戦略的な人口政策の取り組みを想定しない場合に見込まれる将来の人口につきましても明らかにしておく必要があり、これについては趨勢人口と呼ぶこととしております。

次に、16ページをごらんいただけますでしょうか。(2) 国勢調査

ベースによる人口と社人研による推計人口の比較・検証についてでございます。この上段にお示ししていますが、社人研による2015年の推計人口について、実態と乖離していないかどうかを検証いたしました結果、実態にかなり近似していることが確認できましたので、この社人研推計を本町の趨勢人口として取り扱うことといたしました。

次に、このページの下段の(3)人口推計の基本的な考え方のところですが、このシミュレーションでは、出生、死亡、移動といった人口変動の3要素の将来動向について、特定の仮定を設けることによって将来人口を推計するものとしたしました。

次に、17ページをごらんいただけますでしょうか。(4)趨勢人口の見通しのところで、社人研による推計結果をお示しさせていただいております。社人研推計における人口変動3要素の仮定について、簡単に申し上げますと、これまでの動向を踏まえた上で、出生については出生率の低下、死亡については死亡率の低下、つまりは平均寿命の延伸とさせていただき、移動につきましては縮小が想定されております。こうした仮定の結果として、本町の人口は、2060年には17,800人程度にまで減少することと見込まれているところでございます。

次に、18ページをごらんいただけますでしょうか。(5)趨勢人口を踏まえた将来人口シミュレーションについてです。趨勢人口を踏まえた上で、3つのシミュレーションを行っております。シナリオ1では、合計特殊出生率が2030年に1.8、2040年以降は2.07、これは、人口置換水準まで次第に上昇すると仮定しております。

シナリオ2では、シナリオ1の出生率上昇に加え、2015年以降の性別・年齢5歳別の全てにおいて、移動が均衡、ゼロとなる仮定をしております。

いずれも、県シミュレーションに準拠した推計とさせていただいております。

シナリオ3は、シナリオ2と似ておりますが、合計特殊出生率が、2030年に斑鳩町民希望出生率である1.73としている点が異なっております。斑鳩町民希望出生率につきましては、国勢調査結果や町アンケート結果に基づいて、国民希望出生率に準拠して算出したものとして

おります。

次に、20ページをごらんいただけますでしょうか。シミュレーションの結果をお示しさせていただいておりますが、2060年において、趨勢では17,800人程度が見込まれるのに対しまして、シナリオ1では20,900人程度、シナリオ2では21,600人程度、また、シナリオ3では21,500人程度となっております。

21ページから26ページにおきましては、ここまでのシミュレーションについて、出生数や死亡数、純移動数等に掲載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、27ページをごらんいただけますでしょうか。将来人口シミュレーションを踏まえました課題について、整理をさせていただいております。趨勢人口として、2010年から2060年までの50年間で10,000人程度の人口減少が見込まれますが、その減少の主因は、主な原因は死亡によるものであり、グラフにお示ししたとおり、50年間で計16,700人程度の死亡が見込まれています。高齢化した人口構造を背景に、死亡数を大きく減少させることは困難と考えられ、したがって、今後の人口政策としては、出生数の増加並びに転入促進・転出抑制が重要になってくるものと思われまます。

次に、下の65歳以上人口比率のグラフですが、趨勢人口としての高齢者人口は、2020年に8,300人程度でピークを迎えることが予想されるものの、総人口の減少に伴いまして、高齢化率は、2050年くらいまでは上昇していくことが見込まれております。

28ページに入りまして、出生動向につきましては、趨勢人口で仮定された合計特殊出生率の水準を上回るような少子化対策を図る必要があります、そのためには、経済的支援、ワーク・ライフ・バランスの進展等を含めた子育て環境の向上を図る取り組みが重要になってくるものと考えられます。また、高齢化率の上昇を抑制していくためにも、出生数の増加や若い世代の人口増加を図るための取り組みは重要となります。

シナリオ1からシナリオ3で想定したように、合計特殊出生率上昇の効果として、趨勢人口では2060年の年少人口比率が10.7%まで減少するのに対しまして、これを15%上回る水準にまで上昇させるこ

とが可能となります。

こうした年少人口比率の増加が達成されれば、趨勢人口では2060年の高齢化率が36.4%であるのに対し、これを30%前後の水準に抑制することが可能となってまいります。

続きまして、29ページをごらんいただけますでしょうか。上段に、(1)戦略人口設定の考え方を示していますが、先ほども申しあげましたとおり、現状のままでは、本町の趨勢人口は、2060年に17,800人程度にまで減少します。人口規模の縮小に伴い、少子高齢化もさらに進むこととなるため、本町の持続的かつ安定的な町政運営の観点や、賑わいと魅力のあるまちづくりを進めていく観点などから、今後は、少子化対策や転入・定住の促進等の取り組みにより人口減少の抑制を図るものとし、2060年に目指すべき戦略人口として、将来人口シミュレーションにおけるシナリオ3の実現を目指してまいりたいと考えております。

シナリオ3とは、合計特殊出生率が2030年に斑鳩町民希望出生率である1.73、2040年以降は2.07、人口置換水準まで次第に上昇することと仮定し、また、社会動態については、全ての年齢階層において移動が均衡、ゼロとなるよう仮定しております。

具体的な数字につきましては、(2)斑鳩町の戦略人口のところですが、グラフ等にお示しさせていただいておりますが、2060年において、趨勢人口が点線・四角印の線であらわされており、17,800人程度であるのに対し、戦略人口は実線・丸印の線であらわされており、人口減少をできるだけ抑え、21,500人程度の人口を目指すものでございます。

30ページから34ページでは、(3)戦略人口に基づく将来展望といたしまして、戦略人口の達成によって年齢構造別の人口がどのようになるかといった視点から簡単に整理をさせていただいております。

まず、30ページの①年齢構造の視点からみた将来展望の未就学の子ども数、(0～5歳)のところをごらんいただけますでしょうか。0歳から5歳までの未就学児の子ども数につきましては、少子化の影響で2020年には現状の83%にまで減少しますが、その後は、合計特殊出

生率の上昇等を背景に回復し、比較的安定的に推移することが見込まれます。少子化抑制は、人口問題の最大の課題であることから、子育て施策につきましては、今後も充実させていくことが求められていくものと思われま

次に、31ページをごらんいただけますでしょうか。義務教育、小・中学生数についてお示しさせていただきます。今後も減少傾向で推移し、2030年には現状の78%程度になりますが、その後は、合計特殊出生率の上昇等を背景とした未就学児の子ども数の回復に支えられ、回復基調に転ずるものと見込まれます。

次に、32ページをごらんいただけますでしょうか。20歳代・30歳代の人口についてお示ししています。結婚・出産が最も期待される20歳代・30歳代の人口につきましては、これまでの少子化傾向の影響が大きく、2050年までは減少基調で推移し、2050年には現状の65%まで減少するものと見込まれますが、その後は、少子化対策の効果がこの年代にもあらわれ始め、回復に転じるものと見込まれております。

次に、33ページをごらんいただけますでしょうか。生産年齢人口（15～64歳）についてお示ししております。生産年齢人口とは、本町における生産・消費といった経済活動の多くを担うことが期待される15歳から64歳までの人口であり、この人数は今後も減少傾向で推移し、2045年には現状の69%程度まで減少しますが、その後は66%から67%程度で比較的安定的に推移するものと見込まれます。

このページの一番下の表のところですが、人口構造に占める構成比で見てみますと、2045年には50%まで縮小した後は上昇に転じて、2060年には53%程度まで回復する見込みとなっております。

次に、34ページをごらんいただけますでしょうか。高齢者人口（65歳以上）についてお示ししています。高齢者人口は、今後も増加傾向で推移し、2020年には現状の124%程度まで増加することが見込まれているものの、その後は2045年まで比較的安定的に現状の120%程度の水準で推移します。さらにその後は、高齢者人口の減少期に入り、2060年には現状とほぼ同程度の高齢者人口になる見込みとな

っています。

このページの一番下の表のところですが、人口構造に占める構成比で見ると、高齢化率は2045年の35%程度をピークに下降に転じるものと見込まれております。

35ページをごらんいただけますでしょうか。② 介護・医療ニーズの視点から見た将来展望についてです。上の介護ニーズにつきましては、当面の高齢者人口の増加により今後も増大することが予測され、2030年に現状の168%程度の水準まで達し、その後は、2060年までは現状の150%から160%程度の高い水準で推移する見込みとなっております。下の医療ニーズにつきましては、2025年に現状の116%まで上昇した後は、緩やかに縮小していくものと予測されているところであります。

ここまでお示しさせていただきました、目指すべき戦略人口や年齢別に見た将来展望等を斑鳩町の人口ビジョンとして、今後は、これを実現していくことが求められることとなります。人口減少対策としての具体的方策につきましては、総合戦略として取りまとめることとなりますが、次の36ページ、最後のページでございますが、戦略人口の達成に向けてとして、3つの方向性を示すことで、斑鳩町人口ビジョンの取りまとめとさせていただきます。

まず、1つ目ですが、「斑鳩に生まれ、斑鳩に育ち、斑鳩を愛す、元氣な“斑鳩っ子”を増やしたい」であります。少子化対策は、今日の人口減少問題に対応する上で最も重要な対策であると考えられます。斑鳩町の合計特殊出生率、平成26年は、1.28ですが、住民アンケートにより想定される住民希望出生率は1.73であることから、上昇させるような取り組みを行ってまいります。こうした合計特出生率の上昇には、斑鳩町が安心して妊娠・出産ができ、さらには子育てしやすい環境が整った町となることが不可欠です。一人でも多くの子どもたちが斑鳩に生まれ、斑鳩に育ち、斑鳩を愛すること、そして、その元氣な斑鳩っ子に誇りを持って託せるような希望にあふれる斑鳩町の未来を築いてまいります。

次に、2つ目ですが、「古（いにしえ）からの独自の文化・風土・資

源を活かして賑わい・活力を創出したい」であります。斑鳩町には、世界遺産法隆寺を初め、古の時代から築き、守られてきた貴重な文化・風土・資源があります。こうした町の財産・個性を大切にしながら、観光産業を軸に、町としての地域産業の活性化を通じた賑わいづくりを推進する必要があります。こうしたことから、斑鳩らしさを生かした観光・集客を核とした賑わいと活力の創出により、将来にわたって斑鳩らしさを失うことのない、多くの人の行き交う町であり続けたいと考えています。

次に、3つ目ですが、「“斑鳩で暮らしてみたい”と誰もが感じられる魅力あるまち“斑鳩の里”でありたい」であります。多くの地方自治体と同様に、斑鳩町におきましても、若い世代を中心とする町外転出といった人の流れが恒常化しています。今後は、本町の立地条件を生かしつつ、身近な自然環境に囲まれた落ち着いた町並み・住環境などの魅力を発信し、本町への転入・定住の促進を図ることが重要です。斑鳩の里は、訪れる魅力のある観光の町であるだけでなく、生涯にわたって安心して暮らせる定住の町としてのまちづくりを進めていきたいと考えております。

国の総合戦略におきましては、4つの基本目標を掲げており、1つ目としては、「地方における安定した雇用を創出する」、2つ目として、「地方への新しいひとの流れをつくる」、3つ目として、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、4つ目として、「時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」となっております。

現段階での本町の総合戦略施策体系といたしましては、これらの国の動きと連動し、当町の人口動向や実態を踏まえた基本目標を考えており、今後、各有識者からのご意見を踏まえまして、基本目標に沿った総合戦略（案）の策定作業を進めてまいりたいと考えております。

この総合戦略につきましては、最終案がまとまりましたら、総務常任委員会において報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これで、斑鳩町人口ビジョン（案）につきましての説明とさせていただきます。

だきます。

- 委員長 ご苦労さまでした。
報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
木澤委員。
- 木澤委員 特に出生率なんですけども、アンケートの結果から、希望として1.73とか、2.いくつとかいうのが出てきていますけども、これ、前回報告していただいた、このアンケートの結果からのあれなんですか。
- 企画財政課長 木澤委員おっしゃるとおり、そのアンケートの結果で、将来何人の子どもを持ちたいですかという問いかけがございますので、それを国の、いわゆる国民希望の出生率と同じ方法で、斑鳩町ではどうなるかということを出しまして、国では1.8となります。斑鳩町では1.73となっておりますので、その1.73を実現するための施策を進めていこうというふうに人口ビジョンのほうで定めさせていただきました。
- 木澤委員 これからの施策をどんなことするかっていうところにかかっているかと思えますけども、国の推計としたら、今、国が進めている子育て施策等が続ける中でそうふえるというのを見込んで、それを計算して、数字として表しているという理解になるんですかね。
- 企画財政課長 2030年の1.08につきましては、これは、国民の希望という形の中で。
- （「1.8」と呼ぶ者あり）
- 企画財政課長 1.8につきましては、国民の希望の出生率。その後の2.07については、人口を置換する水準、いわゆる一定の人口に保つための水準はっていうんで、いうことで理論的に算入されており、その水準にかなうための施策を、今後、国も、地方も総合戦略の中で具体的な取り組みと

して行っていくというふうになっております。

木澤委員　これから町もがんばってやっていかれると思いますけども、今、報告聞く中で、特に国のビジョンですね、については、もう願望的なものがすごい大きいんじゃないかなと。実態にほんまにこれで合っているのかなっていうふうに強く感じたんです。町の職員の皆さんにそれ言うてもあれですけども。

だから、町としては、例えば地域で雇用をふやすと国のほうで戦略持っていて、実際に私見している限りでは、逆行しているようなことやっていると思っていますし、そういう意味で言うと、町が何をやるのかというところで、総合計画の中で施策をどう具体化していったら、それに伴って数字がどう移っていくのかっていうのも明確なビジョンを持つ必要があるというふうに思いますので、今、これ、説明ざっといただく中でそういうふうに感じましたので、その点については十分注意をして総合戦略を策定していただきたいなというふうに思います。この数字については、試算でこうなりますという統計結果、調査結果だということなので、いますぐこれがどうやっていうところでの議論にはならへんと思いますけども、その点については感じましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

委員長　ほかにございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。
面巻企画財政課長。

企画財政　それでは、企画財政課から、3点ご報告を申しあげます。

課長　初めに、町有地の売り払いについてであります。本年8月、委員会でご報告申しあげました、公募先着順売却による追手団地跡地、阿波2丁

目地内の町有地、大字法隆寺地内に所在する旧野外活動センター跡地の3物件の売り払いにつきましては、旧野外活動センター跡地は売却できたものの、追手団地跡地、阿波2丁目地内の町有地の2物件は、平成27年11月30日までの買い受け申込み期限までに申込者がなく、不調に終わったところでございます。これらの2物件につきましては、売却価格を見直しするなどして、再度、公募先着順売却を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、聖徳太子ゆかりの地を巡る、いにしえ浪漫街道ツーデーウォークの開催について、ご報告をさせていただきます。去る11月28日土曜日、29日日曜日に開催した本ウォークイベントにつきましては、各種団体からのボランティアの皆さまのご協力によりまして、無事開催することができました。奈良県内を初め、遠くは富山県、岡山県などからもご参加いただき、28日開催のこころをいやす 三郷・平群紅葉満喫コースには360名、29日開催のこころをみたす 斑鳩・安堵太子浪漫にふれるコースには399名、延べ759名のご参加をいただいたところでございます。

また、中西議長様におかれましては、早朝より出発式にご臨席を賜り、まことにありがとうございました。この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

次に、3点目ではございますが、愛媛県松山市との交流に関する協定につきまして、ご報告を申し上げます。このたび、愛媛県松山市から両市町の歴史的・文化的なつながりを生かした都市交流に関する協定の締結につきまして、松山市のほうからお話をいただいたところでございます。

松山市は、その昔、聖徳太子が行啓されたと伝えられる道後温泉があり、道後温泉本館の姉妹湯である椿の湯の椿の名は、古典に記されている聖徳太子の言葉に由来すると言われております。また、現在、椿の湯の建て替えを計画されており、夢殿を模した計画とされ、法隆寺の大野管長にもご相談されているところでございます。

さらには、松山市は、明治時代の俳人で「柿くえば 鐘が鳴るなり 法

隆寺」の代表句で知られる正岡子規の出身地であり、本町は子規が生涯最後の旅で訪れた場所とされております。

このように、斑鳩町と松山市とは、聖徳太子、そして子規ゆかりの地として、深いご縁がございます。こうしたご縁で、今日まで、イベントによる物産交流を初め、本町が愛媛県外での松山市観光俳句ポストの常設設置の第1号地として、さらには、松山市立中学校の修学旅行先として法隆寺を選定していただくなど、その交流を進めております。

こうしたつながりをより一層深めていきたいとのお話を松山市からいただいたことから、来年2月20日に開催する聖徳太子市での交流協定の締結を念頭に、協議・調整を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、企画財政課からのご報告とさせていただきます。

委員長

加藤総務課長。

総務課長

すみません、総務課のほうから、2点ご報告をさせていただきます。

まず1点目、職員採用試験の結果についてでございます。本年度実施いたしました職員採用試験の結果につきまして、合格者は、一般事務職で4名、土木技術職で2名、保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名、合計9名の採用を予定をしております。採用予定は、平成28年4月1日を予定をしております。

次に、2点目でございます。消防関係の年末年始の行事についてでございます。斑鳩町消防団では、毎年行っております年末警戒パトロールにつきまして、本年も、12月28日月曜日から30日水曜日までの3日間、実施をいたします。

また、平成28年斑鳩町消防団出初式を、新年1月5日午前10時から、斑鳩小学校で、運動場で挙行をいたします。議員皆さまにおかれましては、案内状のほうをお送りさせていただいておりますので、よろしくご出席のほう賜りますよう、お願いをいたします。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けいたします。
平川委員。

平川委員 野外活動センターの売却っていうのは、これはどういう、使用目的とか、どういうところかっていうのは、それはお伺いしてもいいものなんでしょうか。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 売却、いわゆる、これまで一般競争入札で進めてきましたと。それで売却できなかったのも、いわゆる先着公募順の売却進めたところであり、その目的等については、具体的にこちらのほうは聞いているところではございません。

平川委員 場所的にあそこは調整区域、何か使用目的が限定される場所じゃないかなと思うんですけども、産廃の捨て場とか、そういう用になったら、ちょっとどうかなっていうふうに思いましたので。その辺はいかがなんでしょう。

企画財政課長 そういったものにはなりません。購入された方の土地利用につきましてはその方が考えられますので、今、申しあげられることはこれだけです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。

続いて、4. その他について、各委員より、質疑、ご意見があればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

ちょっと1点だけあるんですけども、以前にも一般質問で取り上げさせてもらったことあるんですけども、県道大和高田斑鳩線の道路沿いの街灯なり、防犯灯ですね、については、万代付近から国道に向けての北側ですね、に、もう全くほとんどついていないということで、ウォーキングをされる方と、あと、先日は、今、協働のまちづくりの中でいろいろ、分科会ではないですけど、そういうの進めている中で、清掃ボランティアをされている方からも設置の要望がありまして、以前にも、あそこは県の管理になるかと思うんですけども、ただ、県のほうに聞いたら、防犯灯は町がつけるものやみたいなことを言われて、どちらがどういう管理をしていくのかということと、やっぱり必要性について、きちっと整理をしてですね、県とも協議をする中で、どちらがどういう役割を果たすのかということも相談をして、やっぱり整備をしていってほしいなというふうに思いますので、もう時間もあれですので、要望だけさせていただきます。

委員長

ほかにございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。

お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き審査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては正副委員長にご一任いた
だきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長のご挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後0時11分 閉会)